

第32回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年1月27日(月) 午後4時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年1月27日(月) 16時00分
2. 閉会時間 令和2年1月27日(月) 16時19分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 17名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

議長

皆さんこんにちは、只今より、第32回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 5筆 2,091平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、3件 7筆 9,571平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、申請地 717平方メートルに牛舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への変更が行われているため、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外に該当

するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人の農地、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

既存の石積みがあることから現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水は、もみ殻に吸わせて処理するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番と関連がありますので、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番及び第2号議案 農地法第5条第

1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、資料3ページ2番及び4ページ1番に記載のとおりで、申請地 合計1,502平方メートルに木造2階建住宅、農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番及び第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は道路を挟んで農地、南側は宅地予定地、西側は道路予定地となっております。

造成し、雨水は溜枿を經由して水路へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請2番及び第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の2番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許

可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、申請地237平方メートルを譲り受け、隣接する雑種地と一体に店舗用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路、東側は賃貸人の雑種地、南側は宅地、西側は道路を挟んで農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	4件	6筆	5,230.00	m ²
耕作権の再設定	8件	24筆	21,017.00	m ²
合計	12件	30筆	26,247.00	m ² です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。議案集の8ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆2,266平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

1番の農地の受け手は、貸借後の耕作面積が12,512平方メートル、農機具はトラクター2台、軽トラック1台、動力噴霧器1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2人で、主に野菜を作付されております。

次に2番から3番の農地の受け手は、貸借後の耕作面積が30,538平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック5台、大根洗浄機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3人で、主に野菜を作付されております。

2名ともに、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

次に第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について説明いたします。

議案集8ページをご覧ください。

本件につきましては、昨年10月に・・・県・・・町農業委員会の会長が農地転用のために虚偽の申請をおこなったため、農地法違反の疑いで逮捕されたこと。また、同月、・・・県・・・市農業委員会の会長が農地転用の手続きの中で便宜を図った見返りに現金を受け取り、収賄の疑いで逮捕される等の農業委員の不祥事が続けて発生したことを受けて、昨年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を行うこととなったものです。

別添資料②をご覧ください。

事務局にて決議案を読み上げますので、その後、本件について決議をお願いいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日 島原市農業委員会

以上、決議についてよろしくお願いいたします。

議長

只今の第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は本案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)は本案のとおり決定いたしました。

以上で、第32回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第32回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時19分